

(注)

ショベルローダー、トラクター・ショベルに関する通達

施行令第13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）に関する通達（昭和53. 2. 10 基発第77号）

1 第30号の「ショベルローダー」とは、原則として車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させてバラ物荷役を行う二輪駆動の車両をいうものであること。

4 四輪駆動のトラクター・ショベルは従来から車両系建設機械とされてきたところであるが、今後もこの適用は変わらないこと。ただし、四輪駆動であっても互換性のないフォークを備えたものは、第31号の「フォークローダー」としての適用を受けるものであること。

施行令 別表第7 建設機械（第10条、第13条、第20条関係） 関連

トラクター・ショベルについての疑義（昭48. 3. 12 基収第816号）

問 トラクター・ショベルとは、履帯式のもの又はタイヤ式で全四輪駆動のものをいい、いわゆるショベルローダーといわれるもので、前輪または後輪の二輪駆動のものは含まないものと解して差し支えないか。

答 貴見のとおり。

<まとめ>

四輪駆動のトラクター・ショベルは車両系建設機械とされ、労働安全衛生規則第169条の2に規定される**特定自主検査**を実施しなければならない。

ショベルローダー（二輪駆動のもの）は労働安全衛生規則第151条の31に規定する**定期自主検査**を実施する。

機械の処理する対象が、雪か土砂かということにはよらないので誤解なきよう。